

市貝町補助金適正化ガイドライン

平成27年10月

目 次

要旨	1
課題	2
見直しの基本的な考え方	3
適正化基準	4
評価	6
推進体制・性質別指針	7

1 要旨

補助金は、地方自治法において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助することができる。」と規定されており、その運用は、地方公共団体に委ねられ、個人や団体が取り組む公益性が認められる社会的・文化的・経済的な活動を支援するなど、本町の施策を展開するうえで長い間、重要な役割を担ってきた。

しかしながら、一旦、補助金が交付されると、事業本来の必要性や効果が十分に検証されずに、漫然と継続されやすいという問題が指摘されている。また、補助金の財源の多くが町民の税金で賄われていることから、補助金を支出する必要性について、町民の理解が得られるものでなければならない。

当町においては、町民評価（事業仕分け）や予算編成において、補助金の見直しを行い、予算額の削減に努めてきたが、未だ補助金の中には、目的が陳腐化して公益性に疑問を生じたり、既得権化しやすく惰性的に継続されるという補助もある。

このようなことから、補助金の見直しに当たっては、単に補助金を削減するのではなく、補助金の透明性を確保し、また補助金交付に対する費用対効果を追求したより効率的で適正な運用を目指し、基本的な考え方と交付基準等を方針として示すこととする。

2 課題

(1) 補助期間の長期化への懸念

既存の補助金は「公益上必要である」と認められ創設されたことから、廃止することは難しく長期にわたり存続しがちである。社会経済情勢が変化する中で、補助金の交付が継続して必要であるかについて検証が行われなければならない。そのために終期の設定を徹底し、定期的な見直しを行う仕組みが必要である。

(2) 費用対効果の検証

補助金は行政目的を持って交付されるが、その補助金の交付によって行政目的がどこまで達成されているのかという効果について、現在の仕組みの中では検証することが十分にできない。補助金台帳、補助金調書等を使用し、不断の検証を行う必要がある。

(3) 交付団体の自立の阻害

長期にわたり継続して補助金が交付されると、交付を受けている団体としては、補助金を前提にした事業計画や活動を展開する傾向があり、団体等の自立した運営に向けた努力が失われ、運営を行う姿勢が希薄化される。このような問題を防止するにあたり、運営費補助は原則廃止し、事業費補助への移行を促すことが必要となる。さらに、補助金交付団体の事務局を行政側が長期にわたり担っているものがあり、事務局の引継ぎを検討する必要がある。

(4) 補助金の分類・整理

補助金には多種多様な目的・性質のものがあることから、補助金支出に対し、町民からの理解を得るために、補助金を分類・整理し、わかりやすく公表する必要がある。

3 見直しの基本的な考え方

地方自治法第232条の2において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助することができる。」とされていることから、公益性は補助金の支出にあたり絶対条件である。さらに、補助金の本質に立ち返り、次の4つの基本的な視点から補助金等の有り方を見直していく。

(1) 公益性

- ・ 町民の利益に広く寄与するか。
- ・ 町の施策に合致しているか。

(2) 必要性

- ・ 社会情勢やニーズの変化に適合しているか。
- ・ 町が関与すべきか。
- ・ 継続して補助すべきか。

(3) 妥当性

- ・ 補助団体等における会計処理が適切になされているか。
- ・ 多額の剰余金、積立金を有していないか。
- ・ 適正化基準に則った運営が行われているか。
- ・ 補助金等交付規則などに基づく適切な運用・事務処理が行われているか。

(4) 有効性

- ・ 効果や成果が認められるか。
- ・ 費用と効果のバランスがとれているか。

4 適正化基準

(1) 終期の設定

- ・国や県の制度による事業は、その補助金をもって終了する。
- ・国や県の制度によらない事業は、原則3年を限度とする。
- ・団体の行う事業で臨時的なものについては、対象年度に限って交付する。

(2) 補助額の適正化

- ・国県補助を伴う事業の補助は、合理的理由がない限り上乗せ補助は行わない。
- ・町単独事業については、補助事業ごとに限度額または補助率を定める。

- 補
- ア 団体等の決算において繰越金の額が、補助額を超える場合は、原則として補助額を減額する。
 - イ 個人を対象とする補助金については、町税の納付状況や所得要件等による交付の制限を設定する。
 - ウ 利子補給にかかる補助金については、金利情勢に応じた補助率とする。
 - エ 補助対象事業費または団体の予算に占める補助金の割合が10%未満の補助金については、廃止の方向で検討する。
 - オ 10万円以下の零細補助金は、原則、廃止する。
 - カ $1/2$ を超える高率補助は、補助率の引き下げを行う。

(3) 補助対象経費の制限

- ・運営費（人件費・管理費等）は原則対象外とするが、既存の補助金で廃止困難なものについては、個別に規則・要綱等により対象経費を明らかにする。また、運営費補助から事業費補助への転換を推進する。
- ・交際費、慶弔費、食料費、親睦会費、記念品など公金支出として適切でないものは対象外とする。

(4) 交付団体の財務状況からの制限

- ・ 補助金以上の繰越金や内部留保資金などの剰余金が恒常的に発生している団体は、内容を確認し、減額又は廃止を検討する。
- ・ 会費等を徴収するなど自主性を高めるための取り組みに努めていない団体への補助は、減額または廃止を検討する。

(5) 統合による抑制

- ・ 関連性のある事業、目的が類似している事業について統合を検討する。

(6) チェック体制の強化

- ・ 補助金交付団体に対し、定期的に監査を行うよう努める。

(7) 総額の抑制

- ・ 新規の補助制度を設ける場合は、スクラップ・アンド・ビルドを原則とする。
- ・ 国、県の制度によらない資産形成につながる奨励的な補助は廃止する。

5 評価 【補助金調書 4 今後の方向性と改善提案（Action）作成時使用】

補助金等としてこのまま継続していく上で適正か否か、5つの選択肢によって、判断する。

A 「現状どおり継続」

補助目的から見て成果が上がっており、特に問題点もなく、現状どおり補助を継続することが妥当であると判断するもの。

B 「補助額・補助率の見直し」

補助の必要性は認めるが、団体の自助努力などにより、町の補助率（額）を引き下げていく必要があるもの。

C 「補助内容全体の見直し」

補助目的の必要性は認めるが、事業内容や補助金の配分の仕方などの見直しを行うことで、補助率（額）を引き下げていく必要があるもの。

D 「他の事業との整理・統合」について

補助目的が類似する他の補助金事業と整理・統合を図っても、事業の成果が期待できるもので、かつ補助額全体の削減が期待されるもの。

E 「廃止・完了」について

補助目的そのものの意義がかなり低下しているもの、補助目的から見て成果がほとんど上がっていないもの、あるいは成果が明確かつ客観的に検証できないものなど補助金の廃止が妥当と判断されるもの。

但し、この「廃止」には、直ちに廃止するものに限定せず、将来的に廃止が妥当であると判断するものも含める。

6 推進体制

時期	所管課の事務	企画振興課の事務
4～6月	○補助金調書、補助要綱、 決算資料等の提出	○補助金の性質別分類 ○補助要綱の内容確認 ○補助金決算資料等の内容確認
7～10月	○補助効果の検証 ○補助対象経費の検証 ○団体等ヒアリング	○補助要綱整備（終期設定）の指導
11～12月	○補助要求額の精査 ○予算要求	○予算ヒアリング
1～3月	○補助要綱の整備及び見直し	○補助実績等の公表

7 性質別指針（別紙）【財政担当扱い】

補助金は、その補助対象や内容により性質が異なり、それぞれの性質によって抱える課題も異なる。そのため補助金を性質別に分類し、それぞれの性質に照らし合わせ適正化を図る。

○平成30年9月13日一部改正

(別紙) 性質別指針

区分 (内容)	補助期間 (終期)	視点
① 団体運営補助 団体としての活動に公益性を認め、その運営費に対して補助するもの	○原則3年以内とする。 ○国、県の補助制度がある場合は、制度の終了時を終期とすること。 ○例外的に補助金を交付する場合は、個別に規則・要綱等により対象経費を明らかにすること。 ○運営費補助から事業費補助への移行を推進する。	○補助の目的及び対象の明確化を図るため、団体の運営自体に公益性が薄れているものは事業費補助へ転換すること。 ○繰越金が補助額を上回るなど、団体の収支状況も踏まえ補助の適否を判断すること。 ○団体の自主財源の確保にむけ努力を促すこと。 ○同様の対象活動を行う団体等が存在する場合は、公平性を欠かないよう留意すること。
② 事業費補助 (1) 奨励補助 町の施策を推進するため、特定の事業に奨励的に補助するもの (2) 協調事業補助 特定の事業に対し、国や県の補助金制度を活用し補助するもの (3) イベント・大会補助 イベントや大会の実施経費に対し補助するもの (4) 投資的事業補助 公益性の高い都市基盤の整備等に対し、町が公益性を認め補助するもの (5) その他事業補助 上記以外の事業に対し、制度に基づいて補助するもの	○補助に要する予算総額や補助目標の指標を設定し、目標到達時点を終期とすること。 ○目標を設定しがたいものは原則3年以内とし、補助効果を検証した上で継続の適否を判断すること。 ○国や県等の制度が終了した時点で廃止することを基本とすること。 ○原則3年以内とする。 ○整備終了まで。 ○原則3年以内とする。	○過度のサービス供給とならないよう、定期的に適正な補助率・補助額を定めること。 ○定期的に補助目的や内容が時代に即したものとなっているかを検証すること。 ○定期的に補助制度が町民ニーズに合致しているか、また、効率性・費用対効果の観点からも検証し、本町に必要な補助制度を取捨選択すること。 ○町の上乗せ補助は合理的な理由がない限り行わないこと。 ○定期的に補助制度が町民ニーズに合致しているのか、事業目的や内容が時代に即しているかを検証すること。 ○補助金額の算出にあたっては、対象経費、単価等を含めた積算を明確に行うこと。 ○自主財源の確保に向け努力を促すこと。 ○費用に見合う効果が得られるか、事業目的や効果を事前に評価すること。 ○定期的に事業の必要性、対象範囲、公平性を欠いていないかを検証すること。 ○少額補助(1件10万円以下)について年々実績が減少している場合は、その原因を検証し、必要を見直しを行うこと。

(別紙) 性質別指針

区分 (内容)	補助期間 (終期)	視点
③地域コミュニティ関連補助 地域コミュニティ活動の活性化を図ることを目的に、自治会等に補助するもの	○原則5年経過したときに全体的な見直しを行う。	○町民協働の柱として、町依頼業務を持続的に対応ができる運営体制確立のための支援となるように留意すること。 ○補助による活動が一過性に終わることなく、運営体制確立に資するものであること。 ○委託業務的な補助と自主的な活動支援とを明確化し、補助制度を整理すること。 ○施設整備等の補助制度は、整備効果に留意すること。
④利子補給金 利子の一部又は全部を補助することとで事業目的を達成しようとするもの	○制度の目的に応じた終期とすること。	○金利情勢に応じた利子補給率とすること。
⑤義務的補助 法令等で町の負担が義務付けられているものや、債務負担行為の設定など、支出の意思決定が行われているもの	○法令等に基づくこと。 ○債務負担等の期限をもって終期とする。	○法令等の改廃に応じた見直しを行うこと。 ○町の上乗せ補助は合理的な理由がない限り行わないこと。